

## 第1 監査の概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査  |
| 2 監査対象   | 財団法人四日市市学校給食協会<br>四日市市教育委員会 学校教育課（財政援助に関する事務の所管課）   |
| 3 事前調査日  | 平成20年12月18日   |
| 4 監査日    | 平成21年1月27日  |
| 5 監査対象年度 | 平成19年度  |
| 6 監査対象事項 | 出納その他の事務  |
| 7 監査方法   | 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理及び財産管理等は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。<br>また、市所管課に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。 |

## 第2 監査対象の概要

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1 補助金の名称                    | 四日市市学校給食協会補助金  |
| 2 補助金交付額                    | 19,416,657円 { うち事業費補助 16,165,657円<br>保存食負担金 3,251,000円   |
| 3 補助金の交付目的                  | 学校給食用物資の一括購入・管理および給食費の収支管理を行っている財団法人四日市市学校給食協会に対しその運営経費を補助し、学校給食用物資の購入および管理をより経済的かつ効率的に行い、もってその運営の適正を期することを目的とする。<br>また、文部科学省により各学校で保存することが義務づけられている原材料および調理済食品の食材費にあたる額を併せて補助金交付している。 |
| 4 補助金の交付根拠                  | 四日市市補助金等交付規則<br>財団法人四日市市給食協会補助金交付要綱  |
| 5 補助金の概要                    |  |
| (1) 交付申請（四日市市補助金等交付規則第3条）   |  |
| ア 申請日                       | 平成19年4月1日  |
| イ 書類                        | 平成19年度財団法人四日市市学校給食協会への補助金の申請について<br>（添付書類：事業計画書、収支予算書、寄附行為）  |
| (2) 交付決定（四日市市補助金等交付規則第4条）   |  |
| ア 決定日                       | 平成19年4月2日  |
| イ 書類                        | 補助金等交付決定通知書  |
| (3) 計画変更申請（四日市市補助金交付規則第11条） |  |
| ア 申請日                       | 平成20年3月31日   |
| イ 書類                        | 計画変更承認申請書  |

- (4) 変更決定（四日市市補助金交付規則第12条）
  - ア 決定日 平成20年3月31日
  - イ 書類 補助金等変更決定通知書
- (3) 実績報告（四日市市補助金等交付規則第13条）
  - ア 提出日 平成20年3月31日
  - イ 書類 補助金等実績報告書  
（添付書類：事業報告、収支決算書）
- (4) 補助金交付（四日市市補助金等交付規則第15条）
  - ア 交付日 平成19年4月13日、平成19年7月13日、平成19年10月9日、平成20年1月11日、平成20年5月21日（精算払）

### 第3 監査結果

四日市市学校給食協会の出納及び出納に関連する事務並びに市所管課の団体に対する指導状況等について、監査の結果、次の所見のとおり、検討及び改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

特になし

#### 2 所見

##### 【財団法人四日市市学校給食協会】

##### （1）退職給与引当資産の資金運用について

国の運用指針では公益法人の基本財産以外の運用財産については株式投資や投資信託等による管理運用も認められていることから、当協会は為替変動及び債券価格変動リスクを有する海外債券の投資信託で退職給与引当資産の運用を行っている。しかし、市からの補助金によって公益性のある事業を実施していることや、退職給与引当資産という目的のある財産であることを考慮すると、財産の元本確保を第一とした運用が望ましいし、金融などの専門知識が少ない職員による投機的行為の損失を市の収収で補填することについては大きな課題があるとも考えられる。時期をみて運用方法を改めることについて理事会で検討を行うこと。【検討事項】

##### （2）給食物資会計の次期繰越額について

当協会の会計については、市補助金と運営経費の収支を管理する事業会計と、小学生の保護者からの給食費と給食用物資購入費の収支を管理する給食物資会計とに区分されるが、平成19年度の給食物資会計の次期繰越額が約5,400万円であり、繰越金については2年間で調整を行っている。物資の価格変動等様々な要因により収支の調整は困難であると推察されるが、負担の平等という観点から、単年度でなるべく収支バランスがとれるよう購入価格の設定を工夫し、繰越はできるだけ抑えるよう努めること。【努力要望事項】

##### （3）給食に関する情報公開やPRについて

給食費を納めている保護者や一般市民に理解され、さらに給食に関心を持ってもらうために、

安価で安全、良質な学校給食用物資を一括購入している当協会の役割と実際の業務や成果についてもPRを行うとともに、給食食材の安全性や価格の高騰をはじめ給食に関する諸問題と解決に向けての努力等の情報を積極的に発信するよう努力されたい。 【努力要望事項】

(4) 他部署との連携について

地産地消ということを考え、地元産の食材を給食物資として利用するために商工農水部と情報交換を行うとか、食品の安全を確保するために新しく移管された市の保健所と連携を深める等、市の教育委員会だけでなく諸事業を行っている他の部署とも連携し、新しい発想で学校給食のあり方をより良い方向に導いてもらいたい。 【努力要望事項】

(5) 物資購入におけるチェック体制について

当協会の規定に基づき、原則として物資の購入は競争入札により行っているが、野菜・果物類及び品質・価格等に幅があるもの、あるいは競争者がいない特殊物資については随意契約が行われている。価格の妥当性を判断するためには専門知識が必要であることや、一担当者に購入をまかせきりにするのは避けるべきであることから、購入物品の専門知識の習得や交渉力の向上に努めるとともに、民間の流通に詳しい役員や評議員の選任及びチェック体制の構築について検討を図ること。 【検討事項】

(6) 予算算定の精査について

収支計算書をみると、給食物資会計、事業会計ともにほとんどの科目について予算額と決算額の金額の差が非常に大きい。これは管理力・経営先見力の弱さともいえる。当協会の人件費を含む運営経費のすべてが市からの補助金で賄われており、すべての予算項目の徹底した検討により一層の精度向上と税金投入圧縮に向けて経営努力するように要望する。また、最後的には補助金の精算を行う比較的安易なシステムとなっているので、特に補助金申請に必要な予算の算定については、より一層精度を上げるよう要望する。 【努力要望事項】

【教育委員会 学校教育課】

(1) 給食協会事務局の危機管理体制について

当協会の事務局の体制は、物資調達等業務担当の職員、会計担当の職員及びその他の総務事務を行う事務局長合わせて3名である。それぞれ担当が分かれ相当な事務量の職務をこなしているが、一人でも職員が休んだ場合や問題が発生した場合の対応が厳しい状況であると思われるので、良質で安全な物資を安価に安定して供給するという重大な任務を遂行するために、緊急時に応援体制がとれる職員配置について検討されたい。 【検討事項】